ほっとらいん

第64号

□人権市民相談課 **②**21-1416

夫婦やパートナーなど親密な間柄で行われる暴力行為のことです。

DVの種類

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、 物を投げつけるなど

性的暴力

性行為を強要する、 避妊に協力しないなど

精神的暴力

[誰のおかげで生活できているんだ]等の暴言、 交友関係や毎日の行動を細かく束縛・監視する、 無視をする、大事な物を壊す、大声で怒鳴るなど

経済的暴力

生活費を渡さない、借金をさせる、 仕事を辞めさせる、「働くな」と命令するなど

DVのサイクル(周期)

ハネムーン期 (解放期)

(加害者)「もう暴力は振るわない」と 別人のように優しくなり反省する (被害者)私がいないとダメ、 もう一度信じよう

爆発期 (暴力等が起こる)

怒りをコントールできなくなり、 激しく暴力を振るう

緊張期 (イライラ期)

ささいなことでイライラし 威圧的になる

※被害者は女性だけとは限りません。

※DVは、児童虐待と関連しています。子どもの前でDVが行われることを「面前DV」と 言い、児童虐待(心理的虐待)に当たります。

※DVは、交際相手からの暴力も含まれます。交際相手からの暴力のことを「デートDV」 と言います。身体的暴力や精神的暴力のほか、スマートフォン等を使った束縛や監視など も含まれます。

※秘密は厳守しますので、一人で悩まず、ご相談ください!

11月12日(金)~25日(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。



パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

東松山市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課)☎81-5702

相談受付日時 平日 午前8時30分~午後5時15分(年末年始を除く)

(いましたが、)例年「年末調

年末調整説明会の取りやめ

0

9

税庁皿をご確認く 圓東松山税務署 **2**2

仕事や取 マとして 11

くらしを支える税をテ

国税庁₩

問さ ☆0570-05 人権擁護委員 法務局職 9-3507

8



税を考える週間

23 21

1

 $\frac{\bar{4}}{0}$

13 日 (土)

14

日 (日) は

10

時

後5時)

1

2 2 3

日

伙は税を考える

11月の納税

政

報

なりますので、ご利用の人は 替の場合も、11月30日火が垢 納期限は11月30日火です。 でに残高をご確認くださいなりますので、ご利用の人 夜間納税相談窓口 で利用の人は前日ま 30日火が振替日に です、「「

15 11 月 30 日火、 い。また、相談を行 □収税課 また、 納付も受け付け ・ます 12月27日/月午後5時 も受け付けます。りのでご利用くだ 人のため の納税 ださ

■11月12日金~18 談電話による相談な

を受け

まざまな人権問題について、

夫 •

か

らの暴

カやス

カー

行為など、

女性をめぐるさ

「女性の人権ホットライン」強化週間



国税庁Ⅲ

住民票等の取得についての各種サービス

専用相

□お住まいの近くで取得したい場合

取得できる書類 住民票の写し、住民票記載事 項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人) 事項証明書(戸籍謄抄本)、戸籍の附票の写し、 年金等の現況証明

取得できる施設 各市民活動センター

受付日時 平日午前8時30分~午後5時15分(年 末年始を除く)

□平日の開庁時間に行くことができない場合 電話予約又は市Ⅲの電子申請サービスが利用

できます。電話又は電子申請で予約すると、市 役所の夜間休日受付窓口で受け取ることができ ます。なお、電話での口述に支障のある人や聴 覚に障害のある人はFAXで予約することもでき

取得できる書類 住民票の写し、印鑑登録証明

対市内に住民登録している本人又は住民票が同 一世帯の人

交付日及び受付・交付時間

交付日	受付時間	交付時間(要予約)
月~金曜日	午前8時30分~ 午後4時45分	午後5時15分~ 午後9時
日曜日	午前8時30分~ 正午	午前8時30分~ 午後5時15分
土曜日、祝日、 年末年始		午前8時30分~ 午後5時15分

※日曜日の午前8時30分~午後0時30分は、市 民課窓口で交付します。

■共通事項

- 日本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカー ド、パスポートなど)、印鑑登録証(印鑑登録 証明書を請求する場合)、手数料
- □市役所や市民活動センターに行くことができ ない場合

郵便で請求できます。文書(封書に限る)で市民 課に住民票等を請求した人に郵送します。ただ し、郵送料は請求した人の負担となります。

文書に不備があると交付できませんので、請 求する際は事前に市民課までお問い合わせくだ

問市民課☎21-1402™23-2234